

工場等誘導区域（加西市既存事業所活用型）の加西市独自基準

兵庫県告示別表第１の１８

建築できる建築物の用途
市街化調整区域（過去に市街化調整区域であったが、区域区分の変更により市街化調整区域以外である土地を除く。以下この項において同じ。）に建築（用途変更を含む。）されてから通算して10年以上営まれている事業所の事業環境の改善のために行う当該事業所の建て替えに係る建築物（以下「敷地拡張事業所」という。）、又は廃業等により業種若しくは事業者が変更された事業所の現敷地若しくは事業所跡地において、市長が認める感染症のまん延による事業継続に係るリスク若しくは災害発生による事業継続に係るリスクの低減に資する事業環境の改善のために必要な事業所若しくは市長が認める地域の経済基盤を活かした事業を営む事業所の用に供するために行う建て替えに係る建築物（以下「用途変更事業所」という。）であって、次の各号のいずれかに該当するもの（別表第２の15の項に定めるものに限る。）（ただし、市長が認める地域の経済基盤を活かした事業を営む事業所であって、本項に該当する建築物として許可を受けて建築された事業所の建て替えについては、上記「10年以上」を「5年以上」と読み替える。） (1) 工場その他これに類するもの（建築基準法別表第２（る）の項第１号(1)から(22)まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。） (2) 事務所その他これに類するもの（暴力団事務所等を除く。） (3) 倉庫（倉庫業を営むものを除く。） (4) 研究所その他これに類するもの (5) 一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業又は貨物軽自動車運送業を営む事業の用に供するもの (6) 前各号の建築物に附属するもの

県告示別表第２の１５

建築できる建築物の規模等
次の各号のいずれにも該当する建築物であること。 (1) 敷地拡張事業所においては、建築物の敷地面積が1,000㎡以下であるか、又は建て替え前の敷地面積の1.5倍を超えないものであること。ただし、市長が認める地域の経済基盤を活かした事業を営む事業所については、建築物の敷地面積が建て替え前と合わせて10,000㎡以下であるか、又は建て替え前の敷地面積の1.5倍を超えないものとする。 (2) 用途変更事業所においては、次のいずれにも該当するものであること - ア 建築物の敷地面積が10,000㎡以下であるか、又は建て替え前の敷地面積を超えないものであること。ただし、市長が認める地域の経済基盤を活かした事業を営む事業所については、建築物の敷地面積が10,000㎡以下であるか、又は建て替え前の敷地面積の1.5倍を超えないものとする。 - イ 市長が認める感染症のまん延による事業継続に係るリスクの低減に資する事業環境の改善が必要な事業所にあつては、従業員が主に公共交通機関を利用して通勤している事業所又は事業所内の密集度が高く従業員間の社会的距離の確保が困難である事業所が、加西市よりも人口が多い市区

町村又は人口密度が高い市区町村内であって、用途地域の指定のある地域から移転又は分散するものであること。

ウ 市長が認める災害発生による事業継続に係るリスクの低減に資する事業環境の改善が必要な事業所にあつては、災害の発生のおそれが高い土地から災害の発生のおそれが低い土地へ移転又は分散するものであること。

(3) その周辺の地域における環境の保全上支障がないと市長が認めるものであること。

(4) 地域への貢献、地区の意向等を踏まえて市長が認めるものであること。

兵庫県告示別表第3

地域の経済基盤を活かした事業を営む事業所

次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当するものとする。

- (1) 雇用者（雇用する予定の者も含む。）の50%以上が加西市内に居住する（居住する見込みがある者も含む。）事業所
- (2) 自己の原材料、部品の50%以上を加西市内に存する事業所から購入している事業所
- (3) 自己の生産物の50%以上を原材料又は部品として加西市内に存する事業所に納入している事業所
- (4) 自己の売上金額の50%以上を加西市内に存する事業所と取引している事業所
- (5) 本社又は本店を加西市内に置き、法人として30人以上雇用し、かつ、雇用者（雇用する予定の者も含む。）の25%以上が加西市内に居住する（居住する見込みがある者も含む。）事業所
- (6) 市の産業振興に係る計画に掲げる周辺地域の産業振興に必要とする右欄のいずれかの業種に該当し、かつ、雇用者（雇用する予定の者も含む。）の25%以上が加西市内に居住する（居住する見込みがある者も含む。）事業所

第6号の事業に該当する業種は、日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に定める次の中分類コードに該当する業種とする。

- 12 木材・木製品製造業（家具を除く）
- 18 プラスチック製品製造業
- 22 鉄鋼業
- 24 金属製品製造業
- 25 はん用機械器具製造業
- 26 生産用機械器具製造業
- 27 業務用機械器具製造業
- 31 輸送用機械器具製造業

工場等誘導区域（加西市地域産業振興型）の加西市独自基準

兵庫県告示別表第1の19

建築できる建築物の用途
市長が認める感染症のまん延による事業継続に係るリスク若しくは災害発生による事業継続に係るリスクの低減に資する事業環境の改善が必要な事業所、又は市長が認める地域の経済基盤を活かした事業を営む事業所であって、次の各号のいずれかに該当するもの（別表第2の16の項に定めるものに限る。）
(1) 工場その他これに類するもの（建築基準法別表第2（る）の項第1号(1)から(22)まで及び(29)から(31)までに規定する事業を営むものを除く。）
(2) 事務所その他これに類するもの（暴力団事務所等を除く。）
(3) 倉庫（倉庫業を営むものを除く。）
(4) 研究所その他これに類するもの
(5) 一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業又は貨物軽自動車運送業を営む事業の用に供するもの
(6) 前各号の建築物に附属するもの

県告示別表第2の16

建築できる建築物の規模等
次の各号のいずれにも該当する建築物であること。
(1) 建築物の敷地面積について、建築物の敷地面積が10,000㎡以下であるか、又は従前の建築物の敷地から移転若しくは分散する場合は従前の敷地面積を超えないものであること。ただし、市長が認める地域の経済基盤を活かした事業を営む事業所については、建築物の敷地面積が10,000㎡以下であるか、又は従前の建築物の敷地から移転する場合は従前の敷地面積の1.5倍を超えないものとする。
(2) その周辺の地域における環境の保全上支障がないと市長が認めるものであること。
(3) 地域への貢献、地区の意向等を踏まえて市長が認めるものであること。
(4) 市長が認める感染症のまん延による事業継続に係るリスクの低減に資する事業環境の改善が必要な事業所にあつては、従業員が主に公共交通機関を利用して通勤している事業所又は事業所内の密集度が高く従業員間の社会的距離の確保が困難である事業所が、加西市よりも人口が多い市区町村又は人口密度が高い市区町村内であって、用途地域の指定のある地域から移転又は分散するものであること。
(5) 市長が認める災害発生による事業継続に係るリスクの低減に資する事業環境の改善が必要な事業所にあつては、災害の発生のおそれが高い土地から災害の発生のおそれが低い土地へ移転又は分散するものであること。

兵庫県告示別表第3

地域の経済基盤を活かした事業を営む事業所

次の各号に掲げるもののうちいずれかに該当するものとする。

- (1) 雇用者（雇用する予定の者も含む。）の50%以上が加西市内に居住する（居住する見込みがある者も含む。）事業所
- (2) 自己の原材料、部品の50%以上を加西市内に存する事業所から購入している事業所
- (3) 自己の生産物の50%以上を原材料又は部品として加西市内に存する事業所に納入している事業所
- (4) 自己の売上金額の50%以上を加西市内に存する事業所と取引している事業所
- (5) 本社又は本店を加西市内に置き、法人として30人以上雇用し、かつ、雇用者（雇用する予定の者も含む。）の25%以上が加西市内に居住する（居住する見込みがある者も含む。）事業所
- (6) 市の産業振興に係る計画に掲げる周辺地域の産業振興に必要とする右欄のいずれかの業種に該当し、かつ、雇用者（雇用する予定の者も含む。）の25%以上が加西市内に居住する（居住する見込みがある者も含む。）事業所

第6号の事業に該当する業種は、日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に定める次の中分類コードに該当する業種とする。

- 12 木材・木製品製造業（家具を除く）
- 18 プラスチック製品製造業
- 22 鉄鋼業
- 24 金属製品製造業
- 25 はん用機械器具製造業
- 26 生産用機械器具製造業
- 27 業務用機械器具製造業
- 31 輸送用機械器具製造業